

入札参加者各位へのお知らせ

令和 6 年 10 月 1 日
浜松市財務部調達課

新型コロナウイルス感染症対策にかかる臨時的対応の取り止めについて

新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和 2 年 4 月 24 日から実施していた臨時的対応について、**本通知以降取り止めること**をお知らせいたします。

なお、今後も標準的な取り組みとして一部継続対応するものもあります。**入札案件ごとに条件は異なります**ので、各入札等の公告文、指名通知書又は見積依頼（通知）書等の案内をよくご確認ください。

【1 取り止めるもの】

ア 罰則不適用型入札の実施

イ 契約締結済案件で納入遅延等が発生した場合の入札参加停止措置等の緩和

ア 罰則不適用型入札の実施（取り止め）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による納入遅延その他債務不履行については、入札参加停止措置並びに遅延損害金、違約金及び損害賠償の請求を行わないことを予め明示する入札（罰則不適用型入札）を実施していましたが、これを取り止めることとします。

イ 契約締結済案件で納入遅延等が発生した場合の入札参加停止措置等の緩和（取り止め）

臨時的対応の取り止めに伴い、受注者の責任により納入遅延等の債務不履行が発生した場合には、入札参加停止措置並びに遅延損害金、違約金及び損害賠償の請求対象となることがあります。

【2 標準的な取り組みとして今後も継続するもの】

ウ 入札書等の郵送提出及び窓口提出

エ 十分な見積期間及び提出期間等を確保した入札スケジュールの設定

オ 押印不要である一部の入札契約関係書類の提出方法の拡大

ウ 入札書等の郵送提出及び窓口提出（継続）

入札書等の提出方法は、「①入札会場に持参して提出」、「②事前提出」及び「③郵送等による提出」の 3 種類のうち、案件ごとに指定する方法とします。

なお、入札及び開札は、原則として入札会場を設けて行います。

提出方法	説明・必要書類
①入札会場に持参	・ 通常の入札参加と同様。 ・ 指定された入札執行日時に会場にて封かんした入札（見積）書、内訳書を提出。 ・ 出席者が代理人の場合は委任状を合わせて提出。

②事前提出（入札執行日前に入札担当課へ持参）	・入札担当課が指定する期間内に、入札担当課（調達課でない場合があるので注意すること）に、入札（見積）書、内訳書を入札用封筒に入れ、持参して提出。 ・代理人が持参する場合でも委任状は不要。 【事前提出の注意事項】 ①入札（見積）書等を提出した以降は、その引換え又は変更若しくは取消しをすることができません。 ②事前提出による入札参加者は、1回目の入札で落札者が決定しなかった場合、<u>2回目の入札には参加できません</u>。（建設工事及び建設工事関連業務委託を除く。）
③郵送等	・郵送等の場合は入札担当課が指定する日までに必着。 ・郵送等の場合は、入札（見積）書を入札用封筒に入れ、更に入札用封筒を郵送用封筒に入れて送付する。 ・郵送用封筒には、①送付先（入札担当課の郵便番号・所在地・名称）、②件名、③入札者の郵便番号・所在地・名称を記入するほか、「入札書在中」又は「入札書及び内訳書在中」と記載すること。 ・郵送等方法は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便とする。 【郵送提出の注意事項】 ①入札（見積）書等が浜松市に到達した以降は、その引換え又は変更若しくは取消しをすることができません。 ②郵便等による入札参加者は、1回目の入札で落札者が決定しなかった場合、<u>2回目の入札には参加できません</u>。

エ 十分な見積期間及び提出期間等を確保した入札スケジュールの設定（継続）

テレワークの浸透等の社会的背景や郵送等に要する日数を考慮し、見積期間及び入札関係書類の提出期間等のスケジュールを長期間確保するよう努めます。

ただし、業務等の都合から対応が難しい案件があることをご承知ください。

オ 押印不要である一部の入札契約関係書類の提出方法の拡大（継続）

押印を必要としない一部の入札契約関係書類にかかる提出方法は、以下の表のうち、案件ごとに指定する方法といたします。

提出形態	提出方法・必要書類
①入札担当課窓口 に持参	・入札担当課が指定する日までに、入札担当課（調達課でない場合があるので注意すること）に持参して提出。 ・代理人が持参する場合でも委任状は不要。

②郵送	・ 郵送の場合は、宛名を入札担当課（調達課でない場合があるので注意すること）とし、合わせて表側に「（送付する書類名）在中」とし、裏側に入札参加者の住所・名称及び氏名を記載。 ・ 郵送の場合は<u>入札担当課が指定する日までに必着</u>とする。
③FAX	・ <u>入札担当課が指定する日までに</u>入札担当課（調達課でない場合があるので注意すること）に必着とする。
④電子メール	

なお、次の書類については押印が必要となりますのでご注意ください。

【押印が必要な書類の例】

- ・ 入札書・見積書（封筒含む）
- ・ 委任状（入札・見積用）
- ・ 辞退届
- ・ 契約書（変更契約書、合意書等を含む）※ただし電子契約を除く
- ・ 請書（変更請書を含む）※ただし電子契約を除く

《このお知らせに対する問い合わせ先》

浜松市財務部調達課（〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2）

電話：物品購入グループ 053-457-2171（物品購入）

契約制度グループ 053-457-2173（業務委託、賃貸借）

工事契約グループ 053-457-2176（建設工事、建設工事関連業務委託）

FAX：050-3730-3713

メールアドレス：tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp